明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**五六）　一

〔告　示〕

○登録証明機関の代表者の氏名を変更した件（**総務**三九七）　一

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**五五七）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**五五八）　二

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**四六〇）　三

○国際連合安全保障理事会決議第千九百四十号（シエラレオネに対する制裁の終了等を決定する決議）に関する件（**同**四六一）　三

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正への東ティモール民主共和国の加入等に関する件（**同**四六二、四六三）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一八四九～一八五六）　三

○電気事業法第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件（**経済産業**二三四）　四

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一二七九）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一二八〇～一二八四）　六

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二一六）　七

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五二、一五三）　七

○都市計画に関する件（**同**一五四）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**三八八～三九〇）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**一四四、一四五）　九

○道路に関する件（**近畿地方整備局**二二一～二二三）　九

○都市計画に関する件（**同**二二四、二二五）　九

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二五）　九

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　一〇

公正取引委員会　神奈川県　新潟県　愛知県　川崎市　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、国営土地改良事業の工事完了関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三～三〇

会社その他

省　令

○農林水産省令第五十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の四第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第五号の十七」を「第五号の十八」に改める。

第百七十五条第一項中「まで」を削る。

別表第一第四号中㊾を㊿とし、㉘から㊽までを一ずつ繰り下げ、㉗の次に次のように加える。

㉘　トリロスタン

別表第三中第百九号を第百十号とし、第六十六号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十五号の次に次の一号を加える。

六十六　トリロスタン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百九十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、登録証明機関として登録したテュフズードオータマ株式会社から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月二日

総務大臣　片山　善博

一　変更後の代表者の氏名

奥村　哲也

二　変更年月日

平成二十二年十月一日